

●香川県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	事業所の所在地		事業所の名称	開設者の名称及び主たる 事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
平成24年 1月30日	さぬき市寒川町石 田東甲931番地	さぬき市寒川町石 田東甲387番地1	さぬき市民病院訪 問看護ステーショ ン	さぬき市 さぬき市志度5385番地8